

令和3年度寒河江市新規狩猟免許取得等補助金の概要

自然保護活動の活性化を促すことを目的として、新たに狩猟免許を取得する者の必要とする経費に対し補助金を交付するものです。

補助対象者及び交付要件

- 市内に住所を有する者であって、市税を滞納していない者
- 新たに狩猟免許を取得した者
- 狩猟免許の取得後、山形県猟友会西村山支部寒河江分会に入会し、かつ、市の求めに応じて自然保護、有害鳥獣捕獲等の行政に協力ができる者

補助対象経費

- (1) 狩猟免許申請手数料
- (2) 初心者向け狩猟免許講習会の受講料
- (3) 狩猟免許申請又は銃砲所持許可申請時に必要な医師の診断書発行に係る費用
- (4) 猟銃等初心者講習会の受講手数料
- (5) 射撃教習資格認定申請に要する手数料
- (6) 猟銃用火薬類等譲受許可申請に係る費用、射撃場使用料、実弾購入費用等の射撃教習を受けるための経費
- (7) 銃砲所持許可申請手数料
- (8) 山形県猟友会西村山支部及び寒河江分会への入会費用

補助金の額

- 補助対象経費の2分の1以内とし、3万円を上限とします。

補助金申請及び実績報告

- 寒河江市新規狩猟免許取得等補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、免許を取得した日の属する年度の3月18日までに提出してください。
 - (1) 取得した狩猟免状の写し
 - (2) 銃砲所持許可証の写し(銃砲所持許可を受けた場合に限る。)
 - (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
 - (4) 山形県猟友会西村山支部寒河江分会会員であることを証明できる書類
 - (5) 補助金振込先通帳(申請者名義)の表紙及び1ページ目の写し

申請先

- 寒河江市 市民生活課 地球温暖化対策室 地球温暖化対策係(市役所2階)
TEL 0237-85-1914(直通)